２０２３年度　京都大学単位互換科目　登録要領

本学は，京都大学との間で，法科大学院教育の一層の充実を目的とした両大学法科大学院間における相互支援及び連携に合意し，単位互換協定を締結するとともに研究科間における支援・連携の実施に関する覚書を取り交わしました。

これらの協定書及び覚書により，一定の範囲内で，本研究科の学生が京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の法律基本科目や選択科目を受講できるようになりました。２０２３年度秋学期については，５科目の受講が可能となります。京都大学で履修した科目の単位は，本研究科のカリキュラムで内容的に対応する科目の単位となり，ＧＰＡにも算入されます。

Ｉ．受講可能科目（○の数字はクラス番号）

※複数クラス開講科目について、履修者数によっては受け入れクラスが変更となる可能性があります

通年（２０２３年度秋学期～２０２４年度春学期）

民事法文書作成

本学対応科目：法律実務演習（民事法）（２単位：各学期Ｉ単位）

※２０２３年度秋学期・２０２４年度春学期のセット登録。２０２４年度春学期分の登録については、２０２３年度秋学期に登録した学生を一括して事務室が２０２４年度の登録期間に登録する。

受講対象年次：２Ｌ（入学年度は問わない）

科目担当者：山本敬三，笠井正俊，齊藤真紀，和田勝行，本多俊雄，古財英明

時　　間　割：土曜日Ｉ・２講時（８：４５～Ｉ２：００）を原則とするが，詳細は当該科目の日程表を参照すること

教　　室：京都大学（法経第一教室），同志社大学（ＫＭＢ２０３）

受講受入人数：制限なし

備　　考：本科目は同志社大学にて起案し，講評は京都大学にて実施します。起案の際は六法を貸与します。添削済みの起案は講評直前の木曜日Ｉ２：３０～Ｉ７：００に返却予定です。

後期（秋学期）

刑法総合２－①

本学対応科目：刑法演習Ⅱ（２単位）

受講対象年次：２Ｌ（2022 年度未修者及び 2023 年度既修者に限る）

科目担当者：①安田拓人

時　　間　割：金曜日２講時（Ｉ０：３０～Ｉ２：００）

教　　室：①法経第九教室（法経本館２階）

受講受入人数：５名

民事訴訟法総合Ｉ－②，③

本学対応科目：民事訴訟法演習Ｉ（２単位）

受講対象年次：２Ｌ（2022 年度未修者及び 2023 年度既修者に限る）

科 目 担 当 者：②笠井正俊，③山田文

時　　間　　割：②，③ともに木曜日２講時（１０：３０～１２：００）

教　　室：②法経第十教室（法経本館２階）

③法経第十一教室（法経本館１階）

受講受入人数：５名（各クラス２～３名程度）

国際法２

本学対応科目：国際法Ⅱ（２単位）

受講対象年次：２Ｌ以上（2020 年度以前未修者及び 2021 年度以前既修者は不可）

科 目 担 当 者：玉田大

時　　間　　割：月曜日１講時（８：４５～１０：１５）

教　　室：法科第三教室（総合研究２号館２階）

受講受入人数：５名

EU 法

本学対応科目：EU 法（２単位）

受講対象年次：２Ｌ以上（2020 年度以前未修者及び 2021 年度以前既修者は不可）

※本学の EU 法の受講対象年次は１Ｌ以上ですが、京都大学提供科目の受講対象年次の２Ｌ以上とします。

科 目 担 当 者：濵本正太郎，西連寺隆行

時　　間　　割：火曜日２講時（１０：３０～１２：００）

教　　室：法科第５演習室（総合研究２号館３階）

受講受入人数：５名

２．登録方法

後期（秋学期）科目

登録受付

日時：８月２８日（月）9:００～３０日（水）１７：００

登録方法：Forms にて申請

https://forms.office.com/r/snautBBpLg

選考結果発表

日時：８月３１日（木）

確認方法：対象者にメールにて通知します。

※新入生は入試成績，在学生は学業成績をもとに選考を実施し，受講者を決定します。登録希望者数が受講受入人数を超えない場合であっても，選考の結果，受講できない場合があります。

３．受講上の注意

・本学の学生は，京都大学では「特別聴講学生」として科目を受講することになります。授業料については，他の科目と同様に，本学へ単位授業料相当額を納入するものとし，京都大学への納入は不要です。ただし，実習等に要する費用が発生する場合は，別途徴収します。

・京都大学の各講時の時間帯は，本学と異なりますので注意してください。なお，京都大学の科目を履修することにより，本学でのその前後の時間帯の必修科目の履修が困難となる場合は，司法研究科事務室に相談してください。

	１講時	２講時	３講時	４講時	５講時	６講時
同志社大学	9:00-10:30	10:45-12:15	13:10-14:40	14:55-16:25	16:40-18:10	18:25-19:55
京都大学	8:45-10:15	10:30-12:00	13:15-14:45	15:00-16:30	16:45-18:15	18:30-20:00

・京都大学の学年暦（5 頁参照）は，本学と異なりますので注意してください。

・授業の出席要件については，京都大学の基準によるものとしますが，民事法文書作成については同志社大学の基準によるものとします。

刑法総合２，民事訴訟法総合１，国際法２，EU 法

補講の授業を除き，４回以上授業を欠席した者には，単位を認めない。３０分を超える遅刻または早退は欠席とみなす。

また，病気，忌引きまたは交通機関の不通その他やむを得ない事情により，授業を欠席した場合は，３回に限り，上記の欠席回数に含めない。さらに、司法試験在学中受験資格（司法試験法第４条第２項）により司法試験を受験した日において授業を欠席した場合は、上記の欠席回数に含めない。この場合には，すみやかに担当教員に申し出なければならない。

民事法文書作成

起案において３回不合格となった者および欠席回数（起案は授業２回分，講評は授業１回分）が５回以上の者には，単位認定を行わない。

・授業の休講や補講，定期試験その他連絡事項等については，Westlaw Japan Academic Suite（WLJ）を参照してください（ログイン用の ID，パスワードは，京都大学より配付されます）。休講・補講，定期試験については，法経本館一階掲示板にも掲載されています。

・暴風警報の発令，交通機関の不通等の場合の授業・試験の取扱いについては，京都大学の規定によるものとします（6 頁参照）。

・やむを得ず履修を中止したい場合は，他の科目と同様に履修の中止を認めます。履修中止受付期間（１０月中旬）に，司法研究科事務室まで申し出てください。

４．試験・成績評価

・学期末試験等については，京都大学で実施されるものを受験することになります。試験日程は，本学の試験と重複しないよう，両大学間で調整します。

・成績評価については，本学の教員が，本学の対応する科目の成績として，京都大学より提供された試験の採点結果等をもとに，本学の成績評価（Ａ＋～Ｆの７段階）でおこないます。ＧＰＡにも算入されます。なお，民事法文書作成については，「合格」「不合格」で評価するため，ＧＰＡには算入されません。

・追試験の実施については，京都大学の規定によるものとします（8 頁参照）。

５．京都大学附属図書館，法学部図書室の利用について

京都大学法科大学院の科目を受講する期間は，京都大学法学研究科の特別聴講学生となり，附属図書館または法学部図書室で図書館利用証発行の手続きをすれば，附属図書館・法学部図書室及びその他の図書館・室への入館や貸出ができます。（ただし，その他の図書館・室の利用条件は，それぞれの図書館・室の利用規則によります。なお，法科大学院学習室の利用はできません。）法学部図書室をご利用の際は，特別聴講学生の学生証と図書館利用証をご提示ください。

令　和　５　年　度　　法　科　大　学　院　学　事　日　程

４月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8 土①
9	10 月①	11 火①	12 水①	13 木①	14 金①	15 土②
16	17 月②	18 火②	19 水②	20 木②	21 金②	22 土③
23	24 月③	25 火③	26 水③	27 木③	28 金③	29
30						

1(土)　前期始まり
3(月)　14:00～　履修指導
4(火)　～　開講前集中講座(4/6まで)
7(金)　入学式
8(土)　前期授業開始
18(火)　健康診断

１０月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 月①	3 火①	4 水①	5 木①	6 金①	7 土①
8	9	10 火②	11 水②	12 木②	13 金②	14 土②
15	16 月②	17 火③	18 水③	19 木③	20 金③	21 土③
22	23 月③	24 火④	25 水④	26 木④	27 金④	28 土④
29	30 月④	31 火⑤				

1(日)　後期始まり
2(月)　後期授業開始

５月

日	月	火	水	木	金	土
	1 月④	2 火④	3	4	5	6 土④
7	8 月⑤	9 火⑤	10 水④	11 木④	12 金④	13 土⑤
14	15 月⑥	16 火⑥	17 水⑤	18 木⑤	19 金⑤	20 土⑥
21	22 月⑦	23 火⑦	24 水⑥	25 木⑥	26 金⑥	27 土⑦
28	29 月⑧	30 火⑧	31 水⑦			

１１月

日	月	火	水	木	金	土
			1 水⑤	2 木⑤	3	4 土⑤
5	6 月⑤	7 火⑥	8 水⑥	9 木⑥	10 金⑤	11 土⑥
12	13 月⑥	14 火⑦	15 水⑦	16 木⑦	17 金⑥	18 土⑦
19	20 月⑦	21 火⑧	22 水⑧	23	24 金⑦	25 土⑧
26	27 月⑧	28 火⑨	29 水⑨	30 木⑧		

６月

日	月	火	水	木	金	土
				1 木⑦	2 金⑦	3 土⑧
4	5 月⑨	6 火⑨	7 水⑧	8 木⑧	9 金⑧	10 土⑨
11	12 月⑩	13 火⑩	14 水⑨	15 木⑨	16 金⑨	17 土⑩
18	19 月⑪	20 火⑪	21 水⑩	22 木⑩	23 金⑩	24 土⑪
25	26 月⑫	27 火⑫	28 水⑪	29 木⑪	30 金⑪	

18(日)　創立記念日
27(火)　～　単位認定辞退届受付(6/30まで)

１２月

日	月	火	水	木	金	土
					1 金⑧	2 土⑨
3	4 月⑨	5 火⑩	6 水⑩	7 木⑨	8 金⑨	9 土⑩
10	11 月⑩	12 火⑪	13 水⑪	14 木⑩	15 金⑩	16 土⑪
17	18 月⑪	19 火⑫	20 水⑫	21 木⑪	22 金⑪	23 土⑫
24	25 月⑫	26 金⑫	27 水⑬	28 木⑫	29	30
31						

12(火)　～　単位認定辞退届受付(12/15まで)
26(火)　金曜日の振替授業
29(金)　～　冬季休業(～1/3まで)

７月

日	月	火	水	木	金	土
						1 土⑫
2	3 月⑬	4 火⑬	5 水⑫	6 木⑫	7 金⑫	8 土⑬
9	10 月⑭	11 火⑭	12 水⑬	13 木⑬	14 金⑬	15 土⑭
16	17	18 木⑬	19 水⑭	20 木⑭	21 金⑭	22 水⑬
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

18(火)　特定科目*の振替授業日
22(土)　特定科目*の振替授業日
22(土)　前期授業終了
26(水)　～　前期試験期間(8/7まで)
31(月)　前期リサーチ･ペーパー提出期限

１月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 月⑬	5 金⑬	6 土⑬
7	8	9 火⑬	10 水⑭	11 木⑬	12	13
14	15 月⑭	16 火⑭	17	18 木⑭	19 金⑭	20 土⑭
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

4(木)　月曜日の振替授業
12(金)　13(土)　大学入学共通テストに伴う授業休止
20(土)　後期授業終了
24(水)　～　後期試験期間(2/5まで)
31(水)　後期リサーチ･ペーパー提出期限

８月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8(火)　～　夏季休業(9/30まで)
17(木)　～　前期追試験(8/21まで)
31(木)　前期成績発表

２月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

9(金)　～　後期追試験(2/14まで)
28(水)　後期成績発表

９月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

30(土)　前期終わり

３月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

15(金)　学位授与式
31(日)　後期終わり

災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱いについて

「京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項」に従い、災害又は不測の事態が発生した場合には、学生の安全確保のため、法学研究科の授業及び定期試験の実施について以下のとおり取り扱う。

なお、そのような事態が発生した（あるいは想定される）場合は、可能な限り、KULASIS や学生用メールへの通知等で授業及び定期試験の取扱いを周知する。

京都大学における災害等に伴う休講等の措置等に関する取扱要項（京大 HP）

災害等に伴う休講の措置等に関する取扱い

１．気象警報等又は交通機関の運休による休講等の措置について

次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合、別表に定めるところにより、授業休止又は定期試験延期の措置（以下「休講等の措置」という。）をとる。

(1) 京都市又は京都市を含む地域に気象等に関する特別警報又は暴風警報（以下「気象警報等」という。）が発表された場合

(2) 京都市営バスが全面的に運休した場合

(3) 以下のうち３つ以上の交通機関が全面的に又は部分的に運休した場合

・JR 西日本（京都線、琵琶湖線、湖西線、奈良線及び嵯峨野線）

・阪急電鉄（京都河原町駅～大阪梅田駅間）

・京阪電鉄（出町柳駅～淀屋橋駅又は中之島駅間）

・近畿日本鉄道（京都駅～大和西大寺駅間）

・京都市営地下鉄

＜別表＞

１・２時限の授業及び定期試験の取扱い

状　　況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分の時点で(1)～(3)のいずれかに該当する場合	１・２時限は、休講等の措置をとる。
午前6時30分から午前8時45分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	
午前8時45分から午前10時30分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	２時限は、休講等の措置をとる。 １時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、１時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午前10時30分から午前12時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	２時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、２時限の途中からでも休講等の措置をとる。

３・４・５時限の授業及び定期試験の取扱い

状況	授業及び定期試験の取扱い
午前6時30分から午前10時30分までの間に(1)～(3)のいずれにも該当しなくなった場合	３・４・５時限は、授業等を実施する。
午前10時30分の時点で(1)～(3)のいずれかに該当する場合	３・４・５時限は、休講等の措置をとる。
午前10時30分から午後1時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	
午後1時00分から午後2時45分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	４・５時限は、休講等の措置をとる。 ３時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、３時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後2時45分から午後4時30分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	５時限は、休講等の措置をとる。 ４時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、４時限の途中からでも休講等の措置をとる。
午後4時30分から午後6時00分までの間に(1)～(3)のいずれかに該当することとなった場合	５時限の授業及び定期試験はそのまま続けるが、学生の安全確保上緊急を要すると認められる場合は、５時限の途中からでも休講等の措置をとる。

２．地震による休講等の措置について

吉田キャンパス、宇治キャンパス及び桂キャンパスを含む地域で震度６弱以上の地震が発生した場合、当分の間、休講等の措置をとる。

３．法学研究科長の判断による休講等の措置について

１．および２．のほか、法学研究科長が学生の安全確保のため必要があると判断した場合、授業等について休講等の措置をとることがある。

※通学途中又は在校中において、気象警報の発令等により、授業の休止又は試験の延期となったときは、公的機関又は教職員等の指示に従って、自らの安全を確保するようにしてください。

法科大学院における追試験の実施について

1. 対象となる科目

法科大学院において開講されている科目（公共政策教育部との共通科目を含む。）

2. 受験資格

法科大学院生のうち、やむをえない事情で筆記試験を受けることができなかったと専攻長が認めた者

・該当する例

①本人又はその家族の病気

医師が発行する診断書で、試験当日に安静療養が必要である旨の記載があるものを提出すること。また、家族が病気の場合には、本人が看護しなければならない理由を記した書面をあわせて提出すること。

②配偶者又は２親等内の親族の死去による忌引

・死亡日から起算して、配偶者又は１親等の親族の死去の場合は７日以内（日曜日及び国民の祝日を含む。以下同じ。）、２親等の親族の死去の場合は５日以内を適用期間とする。

・死亡に関する公的証明書の写しを提出すること。

③交通機関の不通又は大幅な遅延

・大学に届出のある住所地から大学まで標準的に利用されると考えられる交通機関が不通となり、または３０分以上遅延した場合をいう。

ただし、自家用車を利用したために交通渋滞等により遅延した場合は対象としない。

・交通機関の発行する遅延証明書を提出すること。

3. 受験資格の認定

(1) 追試験を受験しようとする者は、すみやかに、２．に定める受験資格を有することの認定（以下、「受験資格認定」という。）を受けるために必要な書類を添えて、法科大学院掛に申し出ること。なお、申出の期限は、最終試験日の翌日（ただし、土・日曜日、国民の祝日を除く。）までとする。

(2) 受験資格認定の結果は、追って本人に通知する。

4. 試験の時間割

受験資格認定の後、すみやかに掲示する。

本部キャンパス建物配置図

近くにあるＡＥＤ

- 3 百周年記念館（時計台）
- 5 法経東館南側玄関前
- 18 附属図書館
- 21 教育学研究科
- 34 総合研究２号館
- 59 生協中央食堂

（注）4 法経本館 6 法経北館にはありません。

【総合研究２号館】　　法科大学院棟　教室配置図

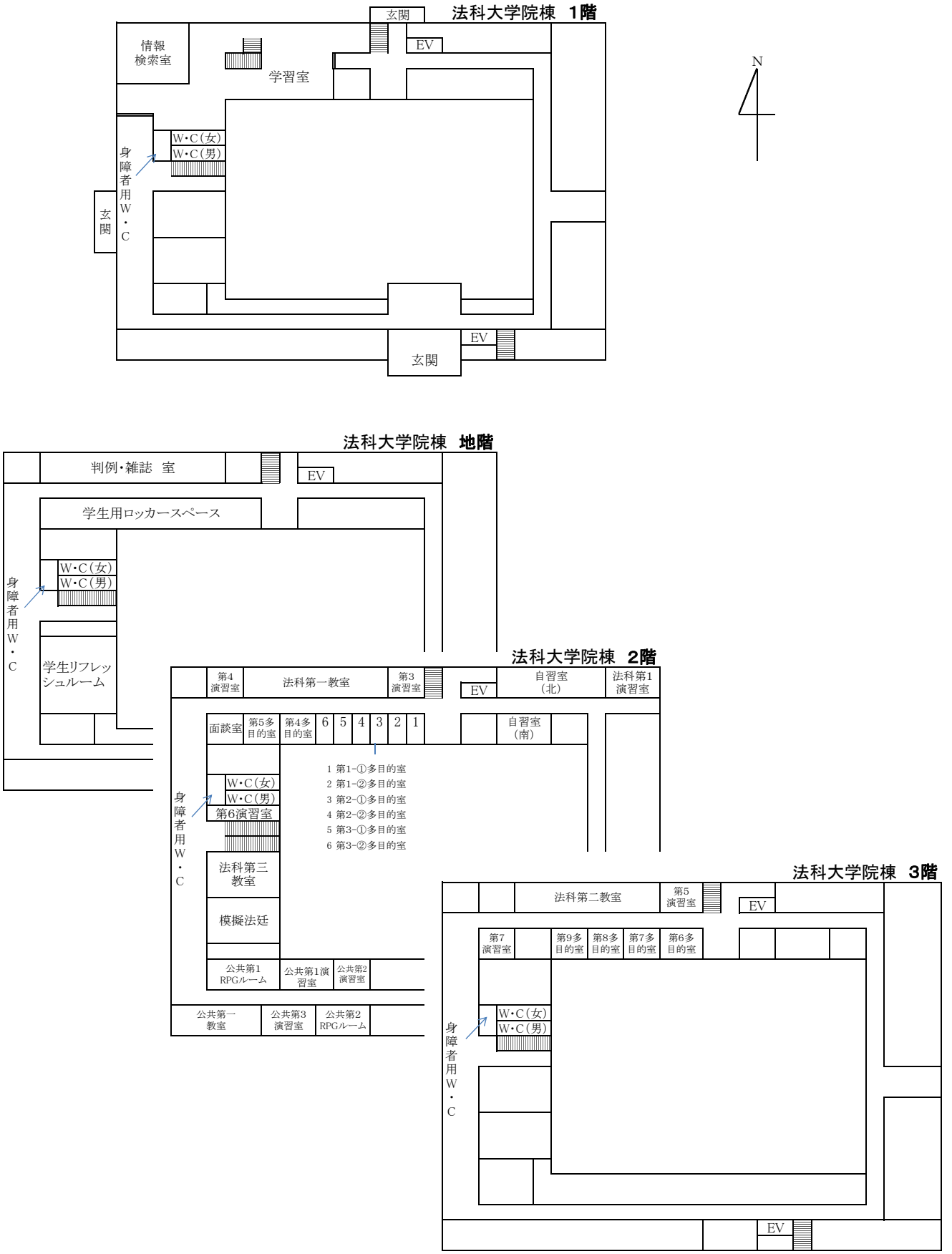

法経済学部本館等教室・図書閲覧室配置図

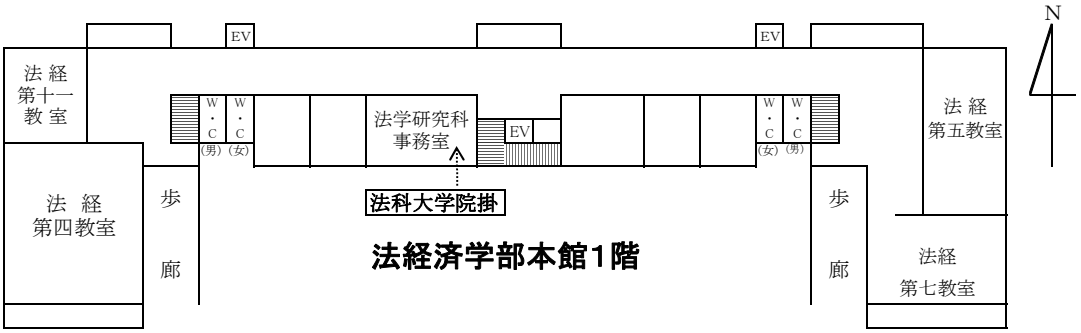

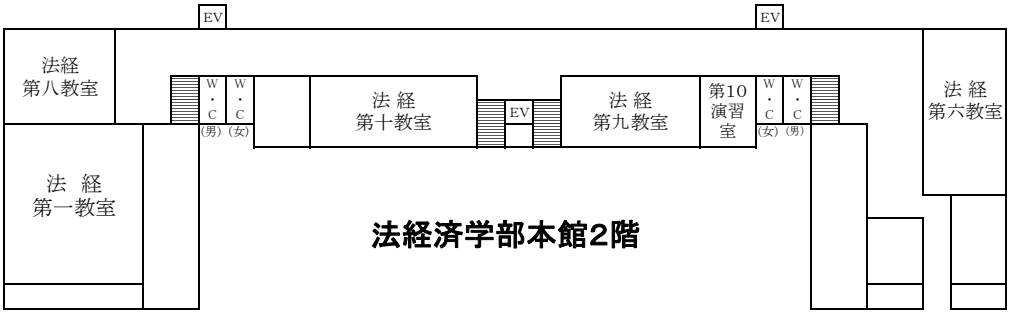

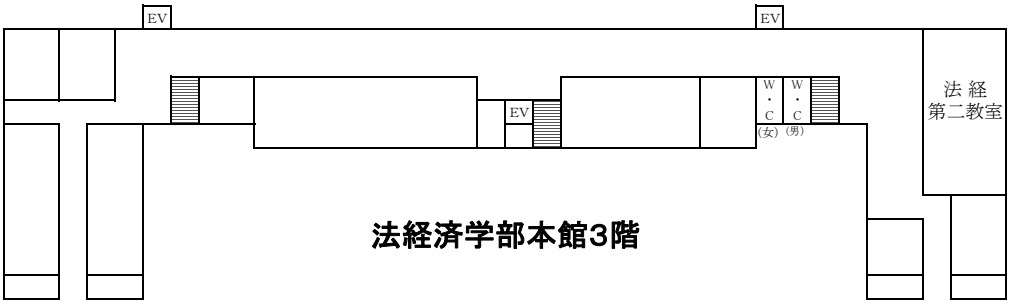

法経済学部北館2階

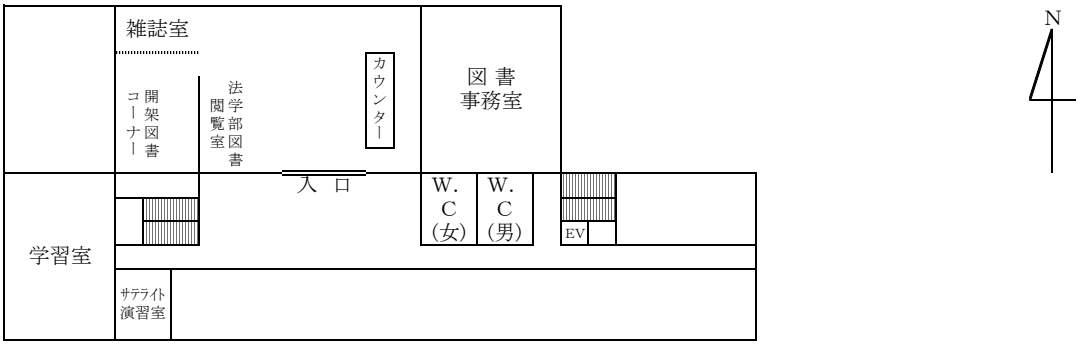

法経済学部北館3階

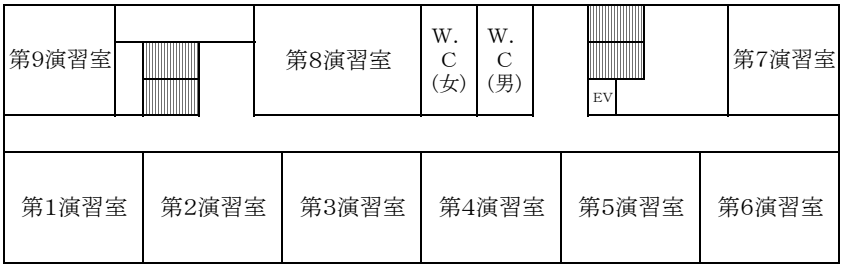

京都大学単位互換科目シラバス目次

通年

法律実務演習（民事法）（同志社大学シラバス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３頁
同上　日程表　・・１５頁
参 考　民事法文書作成（京都大学シラバス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６頁

秋学期（後期）

刑法総合２・・・１８頁
民事訴訟法総合１・・・２０頁
国際法２・・・２２頁
EU 法・・２４頁

対面授業/Face-to-face class
学則第 9 条の 5 対象：対象外/Not Applicable
Article 9-5 of the Undergraduate Regulations applies

61200564　△法律実務演習（民事法）　1 単位/Unit　秋学期/Fall　今出川/Imadegawa　講義/Lecture
Legal Drafting (Civil Law)

深谷　格　園田　賢治　洲崎　博史

＜概要/Course Content Summary ＞

いわゆる即日起案方式により，弁護士あるいは裁判官の立場に立って，法的に(民法・会社法・民事訴訟法上)有意義な事実とそうでない事実が入り交じった素材から，有意義な事実を抽出するとともに，その事実に基づいた法律論を展開し，かつ，それを文章化する力を養う。実習形式を中心として行い，起案と講評の組み合わせを，あわせて 4 回実施する。起案時間は 3 時間である。

この科目は，京都大学法科大学院と本研究科の単位互換協定に基づき提供されており，京都大学においては必修科目として運用されている。本研究科においても，学修成果の測定上特別の意味を与えており，特別の正当な事情がない限り，３年次生の全員が本科目を履修することを目指している。このため，３年次生の履修科目登録に際して，必要な履修指導を行うことにしている。

※2023 年度既修者・2022 年度未修者対象。2024 年度開講の 61200565 とセット登録（連続する年度で登録）。

＜到達目標/Goals,Aims ＞

具体的な紛争事例について基礎的な問題発見能力および問題解決能力を養成することを目標とする。

＜授業計画/Schedule ＞

(実施回/Week)	(内容/Contents)	(授業時間外の学習/Assignments)
2023 年度秋学期 61200564 第 1 回	導入 授業のねらいや，授業の進め方などを説明する。	民法，商法，民事訴訟法に関する不断の学習。以下，各回について同様。
第 2，3 回	起案 1　弁護士の立場に立って(その 1) 訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で，その者の弁護士の立場で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。	
第 4 回	講評 1 起案 1 の講評を行う。	
第 5，6 回	起案 2　弁護士の立場に立って(その 2) 訴えの提起を検討している者または受けた者が事情を聴取したという設定で，その者の弁護士の立場で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。	
第 7 回	講評 2 起案 2 の講評を行う。	
2024 年度春学期 61200565 (第 8，9 回)	起案 3　裁判官の立場に立って(その 1) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。 主として民事訴訟法に関連する事案を題材とする。	
(第 10，11 回)	講評 3 起案 3 の講評を行う。	
(第 12 回)	起案 4　裁判官の立場に立って(その 2) 受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。 主として民法に関連する事案を題材とする。	
(第 13 回)	講評 4 起案 4 の講評を行う。	
(第 14 回)	まとめ 講義全体を通じた問題点の指摘を行う。	
(第 15 回)	まとめ 同志社の受講生のみを対象として，講義の受講を通	

じて明らかになった課題につき復習・学習支援を行う。

起案のために特別の準備をする必要はない。起案の返却後に，解説及び添削内容をよく復習することが重要である。

＜成績評価基準/Evaluation Criteria ＞

平常点　30%
課題への取組み状況，欠席状況など。
起案内容　70%
事例問題に対する分析能力，解答作成能力を勘案して，評価を行う。
各起案ごとに合否判定を行う。起案において 3 回不合格となった者および欠席回数(起案は授業 2 回分，講評は授業 1 回分)が 5 回以上の者には，単位認定を行わない。最終の成績評価は，「合格」または「不合格」とする。

＜備考/Remarks ＞

本科目は，京都大学法学研究科法曹養成専攻との単位互換プログラムにより，京都大学において開講される「民事法文書作成」を受講することによって，成績評価を受け，単位を取得することができるものである。開講日時，開講地ほか，詳細については，別冊子を参照すること。

2023～2024年度　(新）法律実務演習（民事法）日程表

実施回	日程	時間	内容	場所
第１回	2023年11月18日	2講時	イントロダクション	京都大学
第２回、第３回	2023年12月2日	9:30～12:30	第1回起案 民法①	同志社大学
第４回	2024年1月6日	2講時	第1回講評	京都大学
第５回、第６回	2024年2月10日	9:30～12:30	第2回起案 商法	同志社大学
第７回	2024年3月16日	2講時	第2回講評	京都大学
第８回、第９回	2024年4月6日	9:30～12:30	第3回起案 民事訴訟法	同志社大学
第１０回	2024年5月11日	2講時	第3回講評	京都大学
第１１回、第１２回	2024年5月25日	9:30～12:30	第4回起案 民法②	同志社大学
第１３回、第１４回	2024年6月29日	9:30～12:30	第4回講評・まとめ	京都大学
第１５回	2024年6月29日	未定	まとめ	同志社大学

教室
　京都大学：法経第一教室
　同志社大学：ＫＭＢ２０３

科目名	民事法文書作成[Civil Legal Writing]			担当	山本　敬三・笠井　正俊・齊藤　真紀・和田　勝行・本多　俊雄・古財　英明				
配当年次	2	開講期	後期前期	曜時限	土1 土2	クラス数	1	単位	2

概　　要

いわゆる即日起案方式により、弁護士あるいは裁判官の立場に立って、法的に（特に民法・会社法・民事訴訟法上）有意的な事実とそうでない事実が入り交じった素材から、有意的な事実を抽出するとともに、その事実に基づいた法律論を展開し、かつ、それを文章化する力を養う。

授　業　形　式

実習形式を中心とする。
2コマの起案と1コマの講評の組み合わせを、計4セット実施する。また、各人の起案について、現役の弁護士による添削を実施する。

授　業　内　容

日程の詳細は、便覧掲載の「土曜日開講科目・隔週講義科目の日程」を参照のこと（各回で開始時刻が異なること・第1回の日程が未確定であることに注意）。日時変更等は、WLJの科目のお知らせ、「休講・補講などのお知らせ」タブに掲載されるので注意すること。

第1回　導入（11／11または11／18）
授業の狙いや、授業の進め方などを説明する。

第2回・第3回　起案1　　弁護士の立場に立って（その1）（12／2、2コマ連続）
訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場で起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第4回　講評1（1／6）
起案1の講評

第5回・第6回　起案2　　弁護士の立場に立って（その2）（2／10、2コマ連続）
訴えの提起を検討している者または受けた者から事情を聴取したという設定で、その者の弁護士の立場で起案をする。主として会社法に関連する事案を題材とする。

第7回　講評2（3／16）
起案2の講評

第8回・第9回　起案3　　裁判官の立場に立って（その1）（4／6、2コマ連続）
受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民事訴訟法に関連する事案を題材とする。

第10回　講評3（5／11）
起案3の講評

第11回・第12回　起案4　裁判官の立場に立って（その2）（5／25、2コマ連続）
受訴裁判所の裁判官の立場に立って起案をする。主として民法に関連する事案を題材とする。

第13回　講評4（6／29）
起案4の講評

第14回　まとめ（6／29）
講義全体を通じた問題点の指摘を行う。

成績評価方法等

起案において3回不合格になった者および欠席回数（起案は授業2回分、講評は授業1回分とカウント

する）が4回以上の者には、単位を付与しない。
起案において2回不合格になった者については、3年次前期末の口頭試問によって合否判定を行う。詳細は第1回の授業で説明する。

リサーチ・ペーパー
無

教　　材
なし

到　達　目　標
上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に論ずることができるように理解し、推論、分析、構成及び論述の能力を身に着けることおよび上記「概要」記載の成果を得ることである。

そ　の　他
履修要件：なし 注意（授業外学習（予習・復習）等を含む）： ・3年次に進級できなかった者については、4月以降の履修はできず、もって単位の修得もできないので、留意されたい。 ・起案にあたっては六法を貸与する。 ・復習にあたっては、起案の評価、全体の講評等に基づき、自己の起案において十分でなかった部分を中心に、しっかりと復習をしておくこと。 ・添削済みの起案は、講評直前の木曜日、13:30～15:00に、法科大学院掛事務室にて返却の予定。 ・各回の優秀起案から参考起案を選び、学習室内で開示している。開示期間は、次回の起案の前週までである。参考起案は、学習室内での閲覧に限ることとし、複写や学習室外への持ち出しを禁じる。 ・過去3年分の課題と講評資料を学習室内に置いて開示している。学習室外への持ち出しは禁じるが、複写は許可する。 使用言語：日本語 科目ナンバリング：P-LAW2062370PJ41

科目名	刑法総合２[Criminal Law (Advanced) I]					担当	安田　拓人・塩見　淳・髙山　佳奈子		
配当年次	2	開講期	後期	曜時限	金２	クラス数	3	単位	2

概　　要

本科目は、刑法総論・犯罪論のうち共犯の部分と刑法各論を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に学ぶことを目的とする。その際、近年の判例および学説の展開と、立法に関する議論にも留意する。

授　業　形　式

双方向・多方向形式による。判例を中心とする事例を素材にして授業を行う。

授　業　内　容

1. 正犯と共犯（１）
正犯と共犯は、２回に分けて授業を行う。第１回は、正犯の概念を検討し、間接正犯・共謀共同正犯の成立範囲、および、正犯と従犯の区別を取りあげる。さらに、個別の領域に関わる論点として、共同正犯については、片面的共同正犯、共犯と錯誤、過失と共同正犯、承継的共同正犯、共犯関係からの離脱、狭義の共犯については、幇助の因果性、不作為と共犯、共犯と身分について検討する。

2. 正犯と共犯（２）
第２回は、第１回で検討できなかった残された論点を取りあげる。

3. 事例による検討
具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

4. 自由・名誉に対する罪
生命・身体に次いで重要な法益として位置づけられている自由・名誉に対する罪のうち、主要なものを取りあげる。逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪、住居侵入罪においては、いずれも保護法益の理解が中心的な問題である。名誉毀損罪に関しては、名誉の概念、公然性、真実性の証明・誤信をめぐる判例・学説の議論を検討する。

5. 窃盗の罪・毀棄隠匿の罪
財産犯のうちで比較的構造が単純で件数も多い窃盗罪を中心に、併せて毀棄隠匿罪も取りあげる。窃盗罪では、保護法益、占有の有無と限界、不法領得の意思など、他の財産犯にも共通する問題に検討を加える。

6. 強盗の罪
強盗罪自体の成立に関わる論点、例えば、恐喝との限界づけ、暴行・脅迫と奪取との因果関係、暴行・脅迫後の領得意思、２項強盗における利得の意義などとともに、事後強盗罪や強盗致死傷罪も多くの難しい問題を含んでいるところから、それらも併せて取りあげて考察する。

7. 事例による検討
具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

8. 詐欺及び恐喝の罪
財産犯は「犯罪」ではあるが、特に交付罪の類型では、通常の取引活動と境を接するような形態も少なくない。ここでは、相当対価の提供、「欺く」行為の意義、権利行使と恐喝罪、不作為による詐欺、交付・処分行為の意義などの諸問題を検討する。

9. 横領及び背任の罪
委託物横領罪と背任罪とは、他者からの財産的信頼に違背して加害利得する罪である点で共通する。両

者の類似と相違とに留意しながら、横領罪については、物の他人性、不法領得の意思、横領行為、背任罪については、事務処理者、図利加害目的、任務違背性、財産上の損害の要件をそれぞれ検討する。

10. 事例による検討
具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着及び深化を図ることを目的とする。

11. 公共の安全に対する罪
公共危険犯として放火罪を中心に往来危険罪も併せて取りあげる。放火罪では、公共の危険・焼損の意義、建造物の現住性・一個性などの要件について、放火をとりまく状況の変化にも留意しつつ考察する。

12. 偽造の罪
各種の偽造罪のうち文書偽造罪を中心に、文書性、有形偽造の概念、行使の概念を対象として検討を行う。通称使用、同姓同名の者の有する資格の冒用、替え玉受験や交通違反の場合における名義人の承諾に基づいた文書作成など、近時の判例で議論されている問題を重点的に取りあげる。

13. 公務の執行を妨害する罪・犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪・賄賂の罪
国家的法益に対する罪のうち、公務執行妨害罪と賄賂罪を中心に犯人蔵匿罪・証拠隠滅罪も併せて取りあげる。公務執行妨害罪については、公務の適法性、時間的範囲などをめぐる諸問題、賄賂罪については、職務の概念および賄賂性をめぐる諸論点の検討を行う。特に職務行為に関しては、転職後の収賄の問題や、一般的職務権限や職務密接関連行為など本来的職務の周辺に位置する行為の問題などにも留意する。

14. 事例による検討
具体的な事例を設定し、判例・学説に関するこれまでの知識を応用してどのように解決されるべきかを検討する。これにより知識の単なる記憶を超えた一層の定着および深化を図ることを目的とする。

成績評価方法等

筆記試験および平常点による。平常点は筆記試験の成績にプラス・マイナス5点の範囲で加味する。
なお、4回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教材

教科書：
岩間康夫・塩見淳・小田直樹・橋田久・高山佳奈子・安田拓人・齊藤彰子・小島陽介　著『ケースブック刑法（第3版）』（有斐閣、2017年）
「事例による検討」で用いる事例は、事前に本システムを通して配布する。

参考書：
授業において指示する。

到達目標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解し、推論、分析、構成及び論述の能力を身に着けることおよび上記「概要」記載の成果を得ることである。
「刑法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科大学院の到達目標」（刑法）のとおりである。

その他

履修要件：特になし
授業外学習（予習・復習）：ケースブックの該当する章に挙げられた Case および Questions について十分に予習をし、授業後に復習をすること。
なお、事前に Case の追加や Questions の修正を指示することがある。本システムの「予習案内」に注意すること。
使用言語：日本語
科目ナンバリング：P-LAW2062120LJ41

科目名	民事訴訟法総合１[Civil Procedure (Advanced) I]			担当	笠井　正俊・山田　文				
配当年次	2	開講期	後期	曜時限	木１ 木２	クラス数	3	単位	2

概　　要

民事訴訟の第一審判決手続のうち、訴訟の主体および客体ならびに審理手続の部分について、実務の取扱いならびに主要な問題点をめぐる裁判例および学説の動向を分析・検討し、理解を深め、応用力を養う。

授　業　形　式

双方向・多方向形式

授　業　内　容

1. 裁判所
裁判所の意義・構成について基本的な事項を確認した上で、裁判官等の除斥・忌避、管轄、移送等、訴訟の開始段階で留意すべき重要な事項について、裁判例を素材として検討する。

2. 当事者および訴訟上の代理人
当事者の意義、当事者の確定について、学説や裁判例の状況を検討する。また、法定代理人、法人等の代表者について取り扱うとともに、訴訟代理人に関し、弁護士法の規制と訴訟行為の効力の関係等に関する裁判例を分析し、自らが法曹として活動する際に留意すべき点についても理解を得させる。

3. 訴えの類型、訴訟上の請求Ⅰ（処分権主義、訴訟物）
給付訴訟・確認訴訟・形成訴訟の各意義、処分権主義の意義、訴訟物の意義と機能等の重要問題について具体的事例に基づいて応用力を得させる。また、境界確定訴訟等の形式的形成訴訟における重要な問題について検討する。さらに、上訴における不利益変更禁止の原則についても考察を加える。

4. 訴訟上の請求Ⅱ（一部請求と残部請求）
給付訴訟の訴訟物、一部請求と残部請求に関し、学説や主要な裁判例を分析・検討し、具体的な事例の解決方法を探る。

5. 訴訟要件Ⅰ（重複起訴の禁止等）
訴訟要件の種類、機能等の総論的部分を取り扱うとともに、重複起訴禁止および相殺の抗弁に関する主要問題を検討する。

6. 訴訟要件Ⅱ（訴えの利益）
確認の利益について、主要な裁判例を素材として、これが認められる場合と認められない場合とのそれぞれについて具体的に検討する。また、給付の訴えの利益、形成の訴えの利益についても取り扱う。

7. 訴訟要件Ⅲ（当事者適格総論）
各訴訟類型における当事者適格について整理するとともに、法人内部の訴訟における当事者適格、選定当事者等の重要な問題について、学説や裁判例の展開を分析する。

8. 訴訟要件Ⅳ（訴訟担当）
法定訴訟担当、任意的訴訟担当について、学説や裁判例の状況を分析し、今後の課題を検討する。

9. 訴訟要件Ⅴ（団体の当事者能力と当事者適格）
法人格のない社団・財団の当事者能力および当事者適格、拡散利益と当事者適格等の問題について、学説と裁判例の展開を分析し、今後の課題を検討する。

10. 訴訟行為、訴えの提起、訴訟手続の停止、審理手続総論
訴訟行為の意義と種類を整理するとともに、訴訟上の合意、訴訟行為と実体私法法規の適用等の諸問題についても、学説・裁判例を検討する。また、訴状の提出・審査・送達、期日、期間、訴訟手続の停止、

審理手続の方式等の審理手続について具体的な理解を得させる。そして、これらの手続上現れるものを含め、当事者権をめぐる重要な問題について検討する。

11. 審理における裁判所と当事者の役割分配Ⅰ（弁論主義）
民事訴訟の審理において裁判所と当事者の役割がどのように分配されているかについて検討する。特に、弁論主義について、裁判例等を分析する。

12. 審理における裁判所と当事者の役割分配Ⅱ（裁判所の職権）
裁判所による釈明権の行使、職権進行主義等について具体的に分析する。また、人事訴訟の特色（職権探知主義等）についても検討する。

13. 口頭弁論の準備、証拠
争点整理の方法、特に弁論準備手続の進め方および在り方について検討する。また、証拠収集方法や各種証拠調べ手続を概観し、特に、文書提出義務、秘密保護方法、証明妨害の効果について分析する。

14. 復習、補充
上記の諸事項について、質疑応答等を行い、理解を確実なものとする。また、必要に応じて補充的な検討等をする。

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎に、－３～＋３点の範囲で平常点（出欠状況、授業での議論への参加状況等）を加味して行う。
なお、４回以上授業を欠席した場合には、単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教材

教科書：
三木浩一・山本和彦・上野泰男・大村雅彦・中西正・坂田宏・高田昌宏・山田文
『ロースクール民事訴訟法』［第５版］（有斐閣）、
長谷部由起子・山本弘・松下淳一・山本和彦・笠井正俊・菱田雄郷
『ケースブック民事訴訟法』［第４版］（弘文堂）

到達目標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解し、推論、分析、構成及び論述の能力を身に着けることおよび上記「概要」記載の成果を得ることである。
「民事訴訟法」関係の基礎科目と基幹科目を通じての到達目標については、別に掲載する「京都大学法科大学院の到達目標」（民事訴訟法）のとおりである。

その他

履修要件：特になし
授業外学習（予習・復習）：毎回、入念に予習した上、積極的に議論に参加することが望まれる。
使用言語：日本語
科目ナンバリング：P-LAW2062320LJ41

科目名	国際法２[International Law II]					担当	玉田　大		
配当年次	2･3	開講期	後期	曜時限	月１	クラス数	1	単位	2

概　　要

国際法１（前期）と国際法２（後期）をあわせて現代国際法全般を体系的に学ぶ。

国際法 2 では、海洋法を中心とする国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体的規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱う。上記分野に関連する国際法規則の内容を把握するとともに、その背景にある考え方を理解することを目指す。

講義においては具体的な紛争事例・裁判例を中心に扱う。

授　業　形　式

通常の講義形式を想定しているが、受講生の積極的な発言や質問を歓迎する。受講生は、教科書に加えて、関連資料を事前に読み込んだ上、疑問点や自分自身の見解をもって講義に臨むことが求められる。

授　業　内　容

１．海洋法（１）
２．海洋法（２）
３．海洋法（３）
４．国家責任法（１）
５．国家責任法（２）
６．国家責任法（３）
７．国内法秩序における国際法の適用
８．国際環境法
９．国際紛争の平和的処理（１）
１０．国際紛争の平和的処理（２）
１１．安全保障（１）――戦争の違法化と自衛権
１２．安全保障（２）――集団安全保障と国連の平和維持活動
１３．武力紛争法（１）
１４．武力紛争法（２）

成績評価方法等

成績評価は、筆記試験の成績を基礎として、プラスマイナス５点の範囲内で平常点を加味する。
なお、４回以上授業を欠席した場合は単位を認めない。

リサーチ・ペーパー

無

教　　材

・教科書：浅田正彦編『国際法』（第 5 版、東信堂、2022 年）。その他の教科書を既に使用しているという場合はそれでもよい。
・参考書：授業中に指示する。なお、判例集は森川幸一他編『国際法判例百選』（第 3 版、有斐閣、2021 年）、条約集は浅田正彦編『ベーシック条約集 2022 年版』（東信堂、2022 年）を用いる予定である。その他の判例集・条約集も多く出版されているため、選択方法については初回講義時に指示する。

到　達　目　標

上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解し、推論、分析、構成及び論述の能力を身に着けることおよび上記「概要」記載の成果を得ることである。

そ　の　他

履修要件：要件とはしないが、「国際法１」を履修済であること、あるいは学部段階で国際法科目を履修済であることが望ましい。
授業外学習（予習・復習）等：授業では予習を前提として議論を深めていくので、予習は必須である。また、過度な負担にならないように配慮しつつ、英語資料も一定程度用いる。英語で仕事のできる実務法曹は日本の内外で求められており、法科大学院在学中にある程度慣れておくことが非常に望ましい。
使用言語：日本語
科目ナンバリング：P-LAW2065280LJ41

科目名	ＥＵ法[EU Law]					担当	濵本　正太郎・西連寺　隆行		
配当年次	2･3	開講期	後期	曜時限	火 2	クラス数	1	単位	2

概　　要

現在、ヨーロッパでサッカー選手が契約期間満了時に移籍する場合に移籍金なしで移籍できるのも、中田英寿以降、日本のサッカー選手が続々とヨーロッパで活躍しているのも、EU 裁判所のボスマン判決のためである。

また、ある種のお酒は最低でも（最高ではない）25%アルコールを含有しなければならないとのドイツ法は EU 法に違反ではないかとの訴訟で、ドイツはこの法律は国民の健康を保護するためである（？）と裁判で主張し、当然敗訴した。これは EU 裁判所のカシス・ド・ディジョン判決であり、EU の市場統合に関する最も有名な判決である。

サッカーやお酒に限らず、EU 法は今日ではほとんどの法分野に関係しており、ヨーロッパでビジネスを行う場合はもちろん、ヨーロッパ企業と取引する場合にも、また、EU 構成国の国内法を学ぶ際にも、EU 法を無視することはできない。

また、EU 法は、国際法でも国内法でもない法体系であり、三権分立を有さない統治機構を持ち、27 カ国で一つの市場を作るという壮大な試みを支えるインフラであり、刻々と動いているダイナミックな法である。このような EU 法にふれることで、日本法を相対化して見直してみる目も養いたい。

具体的には、EU 法総論について必要最低限の基礎知識を学んだ後、EU 裁判所の裁判例を中心に EU 実体法、特に域内市場法を学ぶ。Brexit についても議論する。

授　業　形　式

双方向・多方向形式による。教科書、レジュメおよび配付資料の予習を前提に、質疑応答を重ねながら講義を行う。
前半を濵本が、後半を西連寺が担当する。
なお、人数制限を行う（法科大学院生の定員 20 名）。

授　業　内　容

1. EU 法の手引き／欧州統合史
この授業の概要説明と打ち合わせの後、EU 法の手引きとして、EU 法に関する基本資料とその入手方法などを説明する。そして、今日に至る欧州統合の歴史を概観する。

2. EU の機構的構造・立法過程
EU にはどのような機関があり、それぞれどのような存在理由があるか。ヨーロッパ議会は、我々が知る国内の議会とどのように似ていて、どのように異なるか。EU ではどのような法規範がどのようにして作成されるか。

3. EU 法の直接適用可能性
日本の裁判所は、条約をそのまま適用することがある。なぜそれは可能なのか。EU 構成国裁判所における EU 法の適用は、それとどのように異なっているのか。EU 法には様々な種類の法規範があるが、全てについて同じように国内適用できるのか。この回で扱われるのは、EU 裁判所史上の最重要判決である、van Gend en Loos 判決である。

4. EU 法の優越性
日本法秩序において、国際法はどのような階層的位置づけを与えられているか。EU 国内法秩序における EU 法の位置づけは、それとどのように異なるか、そしてそれはなぜか。ここでは、おそらく史上二番目に重要な、Costa/ENEL 判決を扱う。EU 法が国内法秩序において国内法に優越するのであれば、民主主義の観点からそれはいかにして正当化可能なのだろうか。

5. EU 裁判所
世界各地に存在する種々の経済統合と EU とを比べた場合、最大の相違点は裁判所の機能である。EU 裁判所は、他の国際裁判所と比べて、また、国内裁判所と比べて、どのような特質を持つか。論告担当官(法務官。avocat general)とは何者か。構成国国内裁判所が EU 裁判所に意見を求める先決裁定とはどのような手続か。

6. EU と人権・民主主義
EU 法の直接適用可能性・優越性に見られるように、EU 法秩序においては国家主権が大幅に制約されている。EU 構成国は民主主義国家であり、EU 自身も民主主義を標榜している。では、EU 法の直接適用可能性・優越性は、民主主義の観点からどのように正当化することができるのだろうか。EU 法が構成国の憲法にさえ優越するのであれば、人権保障はどのようになされるのだろうか。EU はヨーロッパ人権条約の当事者ではないが、同条約とはどのような関係に立つのだろうか。

7. EU の対外関係
構成国が有する権限が相当程度 EU に以上されているのであれば、対外関係はどうなるのだろうか。例えば日本と EU との間に条約が結ばれる場合、どの条約を EU と結び、どの条約を EU 構成国と結ぶことになるのだろうか。世界貿易機関（WTO）に EU も EU 構成国も参加しているのはなぜなのだろうか。

8. EU の経済統合総説・商品の自由移動（1）
ドイツ、フランス、イタリアなど各構成国の国境をそのままにしつつも、EU を国境で分けられない 1 つの市場にするには、どのような法制度が必要だろうか。この回以降、経済統合を目指して、商品（物）、人、サービス、資本の自由移動を確保する域内市場法を中心に扱う。この回では、域内市場法の全体像の概説に続いて、商品の自由移動に関して、関税同盟と差別的・保護的内国税の禁止を検討する。

9. 商品の自由移動（2）
商品の自由移動のうち、数量制限及びそれと同等の効果を有する措置の禁止について、初期の判例を中心に検討する。

10. 商品の自由移動（3）・人及びサービスの自由移動（1）
前回に続き、数量制限と同等の効果を有する措置について、その後の判例の展開を確認する。また、人の自由移動のうち、経済活動者（労働者・自営業者）を対象とした自由移動原則について考察する。サービスの自由移動についても、ここであわせて取り上げる。

11. 人及びサービスの自由移動（2）・EU 市民の自由移動（1）
経済活動者に関する前回に続き、EU 市民一般の自由移動について扱う。マーストリヒト条約により EU 市民の概念が導入された後、経済活動者ではない EU 市民一般にも自由移動が認められ、EU は経済統合のみではなく、政治的及び社会的統合へと進んでいる。この観点から、最近の判例を検討する。

12. EU 市民の自由移動（2）
引き続き、EU 市民の自由移動に関する判例を扱う。

13. 自由・安全・司法の領域
EU は経済統合をこえて政治的、社会的統合まで進んでいる。その関係で、自由・安全・司法の領域を創設することを目的として掲げるようになっている。これは例えば、日本からドイツへ入国する際にはパスポートチェックがあるが、その後、ドイツからイタリアへ移動する際にはそのようなチェックなしに入国できることなどに表れている。この回は、この概念の内容を検討し、EU が何を目指しているのか考える。

14. 資本の自由移動と経済通貨同盟
資本の自由移動とユーロに関する経済通貨同盟について、制度の概要を確認するとともに、ユーロ危機への対応の中で顕在化した法的諸問題について検討する。

成績評価方法等
筆記試験及び平常点による評価：成績評価は，筆記試験の成績を基礎として，±5 点の範囲で平常点を加味する。 なお、4 回以上正当な理由なしに授業を欠席した場合には、単位を認めない。
リサーチ・ペーパー
無

教　　材
教科書：中村民雄＝須網隆夫編『EU 法基本判例集〔第 3 版〕』（日本評論社、2019） 参考書：庄司克宏『新 EU 法　基礎篇』（岩波書店、2013）、庄司克宏『新 EU 法　政策篇』（岩波書店、2014）、ヘルデーゲン『EU 法』（ミネルヴァ書房、2013 年）、中西優美子『EU 法』（新世社，2012）、須網隆夫『ヨーロッパ経済法』（新世社、1997） その他：講義の基本となる EU 条約・EU 運営条約については、英文のダウンロードを指示する。日本語訳を参照したい者は、『ベーシック条約集 2023 年版』（東信堂）を用意すること。
到　達　目　標
上記「授業内容」記載の各項目についてその内容を具体的に説明できるように理解して、上記「概要」記載の成果を得ること。
そ　の　他
公共政策大学院との共通科目 履修要件：開講時までに、EU に関する本（新書程度でよい）を 1 冊読んでおくこと。例えば、中村民雄『EU とは何か〔第 3 版〕―国家ではない未来の形―』（信山社、2019）、鶴岡路人『EU 離脱』（ちくま新書、2020）、庄司克宏『欧州ポピュリズム』（ちくま新書、2018 年）。 授業外学習（予習・復習）等：毎回、教科書・参考文献の該当部分をもとに入念な予習をしたうえで授業にのぞみ、授業後は十分な復習を行うこと。 使用言語：日本語 科目ナンバリング：P-LAW2064400LJ41